# 国民健康保険・国民年金。こんな時には役場に届け出が必要です!

春は学校の卒業・入学、会社の年度末・新年度と重なり、異動の多い季節です。異動に伴い、加入している健 康保険や年金が変わる場合がありますので、脱退・加入の手続きを忘れないようにしましょう。

**問い合わせ** 住民生活課保険年金係 ☎0287-92-1112 小川支所住民生活課戸籍住民係 ☎0287-96-2114

国保に加入・脱退するとき	役場に持参するもの	国民年金に加入・脱退するとき	役場に持参するもの
他の市町村から転入したとき	転出証明書、印鑑	20歳になったとき	国民年金加入届、印鑑
他の市町村へ転出するとき	国保の保険証、印鑑	社会保険などをやめたとき	年金手帳、資格喪失証明書
社会保険などに入ったとき	国保と社保の保険証、印鑑	収入が少なく免除したいとき	印鑑
社会保険などをやめたとき	資格喪失証明書、国保の保 険証、印鑑、年金受給者は年 金証書	学生で納付特例したいとき	印鑑、年金手帳、学生証または在学証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印鑑		
死亡したとき	国保の保険証、印鑑		

※世帯に国保加入者がいる場合の転入、転出、転居、世帯合併、世帯分離、世帯主変更などの住民異動届に伴う 異動の際にも、国保の保険証を持参してください。

## 4月から国民健康保険税の年金天引き (特別徴収)が始まります

現在、国民健康保険税は世帯主に課税され、納付 書または口座振替による納付(普通徴収)を実施し ています。

平成20年4月からは、世帯内の国保被保険者全員 が65歳以上75歳未満の世帯主の方(擬制世帯を除 く) で、年金受給額が年間18万円以上、国保税と介 護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場 合には、支給される年金から国保税と介護保険料が 年金から天引き(特別徴収)されることになります。

問い合わせ 税務課住民税係 ☎0287-92-1120

### 平成21年1月、上場会社の株券が電子化されます!

株券電子化により、上場会社の株券は無効とな り、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で 電子的に管理されます。

お手元の株券が本人名義になっていない場合は、 電子化により株主としての権利を失うおそれがあり ますので、注意が必要です。ご自宅のタンスや貸金 庫で長期間保管されている株券の中には、名義書き 換えや転居の際の住所変更などが済んでいないもの もあると考えられますので、この機会にご確認され ることをお勧めします。株券の電子化により、株式 の管理や取引がより効率的に、より安全に行えるよ うになります。

問い合わせ 日本証券業協会証券決済制度改革推進 センター 203-3667-4500 (平日:9時~17時)

### 4月から国民健康保険被保険者証等が 更新されます

医療制度が改正されるため、次に該当の国保世 帯は国民健康保険被保険者証等が更新となります。 新しい保険証等は、3月末に郵送いたします。

### ■老人医療の該当者のいる世帯

平成20年4月1日より老人医療該当者は、後期 高齢者医療制度に加入するため国民健康保険から 脱退することになり、該当する世帯には、保険者 証が交付されます。

老人医療該当者には、新たに後期高齢者医療保 険証が交付されます。

### ■65歳以上の退職者医療の該当者のいる世帯

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に変更さ れることにより、65歳以上の方とその扶養の方 は、一般の被保険者証(緑色)が交付されます。

### ■70歳以上75歳未満の国民健康保険前期高齢者 医療の該当者のいる世帯

医療制度の改正により、有効期限が平成20年3 月31日となっているため、新しい高齢受給者証が 交付されます。

新しい保険証等が届きましたら、古い保険証等 を、住民生活課までご返却ください。

- ※1後期高齢者とは75歳以上の高齢者
- ※2前期高齢者とは70歳以上75歳未満の国保世帯 の高齢者

なお、詳細については今月配布の[国保だより] を参照してください。

問い合わせ 住民生活課 本庁☎0287-92—1112 支所☎0287-96-2114

# 必ず設置しよう住宅用火災警報器!!

消防法の改正にともない、平成21年5月31日までに一般住宅・アパート等すべての住宅に住宅用火災警報器を設置しなければなりません。

### ●なぜ・・必ず設置するの?

住宅火災により毎年約1000人の方が亡くなられています。 おもな原因は、逃げ遅れによるもので、今後も高齢化社会 とともに住宅火災による死者の増加が懸念されるからです。



### ●住宅用火災警報器って?

火災の初期において煙や熱を感知し、警報音や音声により火災を知らせるものです。

大きく分けると、煙に反応する「煙式」と、熱に反応する「熱式」があります。また、乾電池タイプと家庭用電源タイプがあります。乾電池タイプのものはネジ式なので、ネジ回しさえあればだれでも簡単に取り付けることができます。

購入するときは日本消防検定協会に合格した「NSマーク」が付いているものをお薦めします。

### ●悪質な訪問販売にご注意ください

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を売りつけることは、絶対ありません。

住宅用火災警報器や消火器を設置しないことで、特に罰則規定はありません。罰則と言う言葉におびえて、動揺しないようにして下さい。

### 問い合わせ

# 南那須地区 広域行政事務組合消防本部

予防課 0287-82-2009 馬頭分署 0287-92-2800 小川分署 0287-96-2188

# なす風土記の丘資料館歴史解説員養成講座受講生募集

■ 趣旨 なす風土記の丘周辺には国宝や国指定史跡 をはじめ多くの史跡が存在しています。また、古来 から産金、窯業の地としても広く知られているところです。

これらの誇るべき歴史遺産への関心を高め、あわせて地域文化の活性化を図るため、昨年度に引き続いて「歴史解説員養成講座」を開講いたします。自己向上を図りながら社会貢献をしたい人であれば経験や知識の有無は問いません。

なお、昨年度は18名の方が講座を修了し、歴史解説員としてすでに活動を始めています。奮ってご応募ください。

- 主催 栃木県立なす風土記の丘資料館
- 対象 18歳以上で、下記の条件を満たす方
  - ①歴史に関心があり、開催する講座に参加できる。
  - ②講座修了後、当館の主催する行事や来館者への 援助ができる。
- ■定員 20名(先着順)
- ■申し込み 栃木県立なす風土記の丘資料館(小川館)
  - **☎**0287-96-3366
- **受付期限** 4月20日まで ただし月曜日は除く。 電話または直接来館して申し込んでく ださい。
- ■講習日 4月から来年2月までの土曜日・日曜日 に14回実施

### ■講習内容

- ① 4 / 27 開講式、講話「歴史を学ぶ意義」、昼食交歓会(古代米もちつき)、火起こし・勾玉作り
- ②5/18 特別展記念講演会、ギャラリートーク
- ③6/8 春の史跡見学会(宮城県方面)
- ④7/5 夏休み展示会イベント、古代米まぜご飯作り (昼食)、古代編み物・団扇・ガラス玉作り
- ⑤7/20 縄文土器作り、もちつき(昼食)、発掘調査体験(天候・現場の状況による)
  - 7/27 縄文土器作り(どちらか都合の良い日に出席)
- ⑥9/7 講話「那須の歴史概説」、昼食交歓会、風土 記の丘資料館周辺の史跡見学
- (7)9/20 企画展イベント
- ⑧10/19 秋の史跡見学会(埼玉県方面)
- ⑨10/26 企画展記念講演会、シンポジウム、ギャラリートーク
- ⑩11/2 「しらきの里ウォーク」 支援活動体験
- ⑩12/7 「古代文字講座」ハンコ作り、鏡餅・門松作り
- ②12/21 年賀状作り、古代そば作り(昼食)
- ③1/25 もちつき(昼食)、小川館・湯津上館の解説実習
- (4)2/28 風土記の丘成果発表会、修了式
- ■経費 無料 (ただし、史跡見学会の旅費2,000円程度 の実費が必要)
- ■その他 修了者には修了証を授与し、登録会員証を 発行します。不明な点は、小川館(☎0287-96-3366) にお問い合わせください。